第 7 期 中 間 決 算 公 告

2024年12月20日

東京都中央区日本橋1丁目19番1号 au フィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 石月 貴史

中間連結貸借対照表(2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

	科			目		金	額		科				目		金	額
	(資	産	<i>(</i>)	部)					()	負 債		の:	部)			
現	金	Ð	頁	け	金	92	2,881	預						金	4, 22	7, 777
コ	_	ル	口	<u> </u>	ン	9	0, 124	譲	沙	芰	性		預	金	5	0,000
買	入	金	銭	債	権	2	3, 051	コ	<u></u>	ル	/	マ	ネ	<u> </u>		1, 198
金	銭	0		信	託	1	6, 247	債	券 貸	借取	引	受力	人担人	保 金	24	9,871
有	ſ	画	訂	E	券	50	0, 334	保	険	契	約	準	備	金		6, 533
貸		Н	Ц		金	4, 35	1,816		支	‡	7	1	備	金		2, 207
外		玉	煮	3	替		370		責	任	j	準	備	金		4, 326
割	賦	亨	Ē	掛	金	64	1, 285	借			用			金	1, 32	5,650
そ	\mathcal{O}	化	<u>h</u>	資	産	12	2, 437	未			払			金	36	3, 233
有	形	固	定	資	産		1, 757	そ	Ø,		他		負	債	17	7,641
無	形	固	定	資	産	5	0,821	賞	Ė	ĵ-	引		当	金		1,572
繰	延	税	金	資	産		6, 396	退	職絲	计付	に	係	る負	債		308
貸	倒	弓		当	金	\triangle	1, 985	繰	延	税	į	金	負	債		73
									負	債(の音	部 合	計		6, 40	3, 861
									(\frac{\dagger}{\pi}	純資	産	Ø :	部)			
								資			本			金	2	5,000
								資	4	Z	剰		余	金	16	1,660
								利	盆	É	剰		余	金	9	8, 901
								株	主	資	:	本	合	計	28	5, 561
								そ	の他を	有価	証券	\$ 評	価差	額金	\triangle	5, 411
								繰	延	\sim	ツ	ジ	損	益		$\triangle 44$
								そ	の他の	包括	5利	益累	計額	合計	\triangle	5, 455
								非	支	配	株	主	持	分	4	1,570
									純	資産	の	部	合 計		32	1,676
	資產	産 の	部台	計		6, 72	5, 538	負	債 及	び純	i 資	産の	の部へ	合 計	6, 72	5, 538

中間連結損益計算書

2024年4月 1日から

2024年9月30日まで

(単位:百万円)

		金	額
経常収	益		128, 537
銀行事	業	47, 212	
資 金 運 用 収	益	27, 081	
(うち貸出金利息)	(23, 400)	
(うち有価証券利息配当会)	(1, 567)	
役務取引等収	益	18, 048	
その他業務収	益	1, 238	
その他経常収	益	843	
保 険 事	業	11, 403	
保 険 引 受 収	益	11, 351	
(うち正味収入保険料)	(11, 351)	
資 産 運 用 収	益	0	
その他経常収	益	52	
そ の 他 事	業	69, 920	
経常費	用		111, 803
銀行事	業	36, 237	
資 金 調 達 費	用	5, 084	
(うち預金利息)	(4, 802)	
役務取引等費	用	12, 527	
その他業務費	用	2	
営 業 経	費	18, 589	
その他経常費	用	33	
保険事	業	11, 376	
保険引受費	用、	9, 157	
(うち正味支払保険金		(8, 636)	
営業費及び一般管理	費田	1, 869	
その他経常費	用	349	
その 他 事 経 常 利	業	64, 189	16, 733
経 常 利 特 別 損	益 失	_	32
Tag	損	32	32
	益		16, 700
法人税、住民税及び事業	税	5, 818	. 5, 700
法人税等調整	額	△116	
法人税等合	計		5, 701
中間純利	益		10, 998
非支配株主に帰属する中間純利		_	2, 111
親会社株主に帰属する中間純利			8, 887

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 7社
 - au じぶん銀行株式会社
 - au フィナンシャルサービス株式会社
 - au ペイメント株式会社
 - au アセットマネジメント株式会社
 - au フィナンシャルパートナー株式会社
 - au 損害保険株式会社
 - au Reinsurance Corporation
 - (2) 非連結子会社 該当事項はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社 2 社 au カブコム証券株式会社 ライフネット生命保険株式会社
- (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 すべての連結される子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その 他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による 原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券等の評価は、当社グループが当該 有価証券等を保有する場合と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

主として定額法により償却しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年から18年

工具、器具及び備品

2年から15年

② 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(最長20年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

なお、一部の連結される子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権 については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に

受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、 繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券及び固定 金利の借用金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利 スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、 相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し 両者の変動額を基礎にして判断しております。

(11) のれんの償却方法

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間 (20 年以内) で均等償却しております。

(12) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内子会社は、当期よりグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産及びのれんの評価(持分法上ののれん相当額を含む)

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

有価証券81,720 百万円有形固定資産1,757 百万円無形固定資産50,821 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループはのれんを含む有価証券及び固定資産のうち、将来の収益性が著しく低下した等の理由で減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。そのため、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては見積りを含む慎重な検討を実施しておりますが、市場環境の変化等により見積りの前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、減損損失の計上が必要となる場合がございます。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されているものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額828 百万円危険債権額1,497 百万円三月以上延滞債権額105 百万円貸出条件緩和債権額1,956 百万円合計額4,388 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準 ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が 悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 297, 426 百万円

貸出金 1,265,774 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 249,871 百万円

借用金 1,311,100 百万円

上記の他、為替決済等の取引の担保として、有価証券 71,788 百万円、貸出金 761,475 百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金 7,874 百万円、金融商品等差入担保金 4,362 百万円及び保証金 1,326 百万円が含まれております。

3. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資 金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、 611,852 百万円であります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 2,210 百万円

5. 関係会社の株式の総額 81,720 百万円

(中間連結損益計算書関係)

中間連結包括利益 9,086 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません ((注) 参照)。また、現金預け金、コールローン、外国為替、譲渡性預金、コールマネー、債券貸借取引受入担保金及び未払金は、短期間で決済されるため、時価と簿価が近似することから注記を省略しています。

(単位:百万円)

	中間連結貸借	時価	差額	
	対照表計上額	竹斗川	左領	
(1)買入金銭債権	23, 051	22, 729	△ 322	
(2) 金銭の信託				
その他の金銭の信託	16, 247	16, 247	_	
(3)有価証券				
満期保有目的の債券	104, 820	102, 402	△ 2,418	
その他有価証券	313, 793	313, 793	_	
関連会社株式	4,040	24, 607	20, 566	
(4)貸出金	4, 351, 816			
貸倒引当金	△ 1,920			
	4, 349, 896	4, 347, 125	△ 2,770	
(5)割賦売掛金	641, 285	639, 422	△ 1,862	
資産計	5, 453, 135	5, 466, 328	13, 193	
(1)預金	4, 227, 777	4, 234, 326	6, 548	
(2)借用金	1, 325, 650	1, 323, 023	△ 2,627	
負債計	5, 553, 428	5, 557, 350	3, 921	
デリバティブ取引(※1)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	780	780	_	
ヘッジ会計が適用されているもの	(648)	(648)	_	
デリバティブ取引計	131	131	_	

(※1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであ り、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額		
関連会社株式	77, 679		
組合出資金(※2)	0		

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはし ておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において

形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場

価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外

の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイ ンプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベル に時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託						
その他の金銭の信託	_	6, 067	10, 180	16, 247		
有価証券						
その他有価証券	282, 218	31, 575	_	313, 793		
デリバティブ資産						
金利関連	_	5, 844	_	5, 844		
通貨関連	_	1,851	_	1,851		
資産計	282, 218	45, 339	10, 180	337, 738		
デリバティブ負債						
金利関連	_	5, 961	_	5, 961		
通貨関連	_	1,603	_	1,603		
負債計	_	7, 565	_	7, 565		

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	_	22, 729	_	22, 729		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	102, 402	_	_	102, 402		
関連会社株式	24, 607	_	_	24, 607		
貸出金	_	4, 347, 125	_	4, 347, 125		
割賦売掛金	_	639, 422	_	639, 422		
資産計	127, 009	5, 009, 278	_	5, 136, 287		
預金	_	4, 234, 326	_	4, 234, 326		
借用金	_	1, 323, 023	_	1, 323, 023		
負債計	_	5, 557, 350	_	5, 557, 350		

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明 資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格、あるいは合理的な見積 りに基づく合理的に算定された価額によっております。当該時価はレベル2の時価に分類 しております。

金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物である有価証券については、情報ベンダーから入 手する評価によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」 に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1の時価に分類しております。取引金融機関等から提示された価格等による場合はレベル 2の時価に分類しております。 また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、投資信託 委託会社が公表する基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていないため、レベル2の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると想定されます。ただし、外部と締結している信用保証契約の対象となっている債権については、中間連結決算日における帳簿価額から債務保証料を控除した金額が時価に近似していると想定されるため、当該価額をもって時価としております。当該時価の算定に際しては、観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しない ため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を 算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レー ト、ボラティリティ等であります。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

- (注 2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報
- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

金銭の信託においてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手 した価格を調整せずに使用しており、当社グループが観察できないインプットを推計して いないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

			損益又は)包括利益 評価・換	購入、売却、	レベル3	レベ ル3 の		当期 損益上額 計画 はしの中 は は
区分	期首 残高	損益 に計上 (※1)	算差額 等に計 上 (※2)	発行及び決済の純額	時価へを替	時か の	期末残高	貸照にてす融の損労日い有金品価が
金銭の信託								
その他の金銭の信託	10, 151	56	△ 27	_	_	_	10, 180	_

- (※1) 中間連結損益計算書の銀行事業の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」に含まれております。
- (※2) 中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これ に沿って時価を算定しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合に おいては、所定の検証手続を実施しております。 (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 重要な観察できないインプットに関する定量的情報について、第三者から入手した価格を調整 せずに使用しており、当社グループが観察できないインプットを推計していないため、記載を 省略しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	49, 706	49, 735	28
	その他	9, 805	9, 830	24
	小計	59, 512	59, 565	53
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	55, 113	52, 667	△ 2,446
	その他	6, 993	6, 977	△ 16
	小計	62, 107	59, 644	△ 2,462
	合計	121,619	119, 209	△ 2,409

2. その他有価証券(2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

	行	中間連結貸借	斯 伊 万 左	差額	
	種類	対照表計上額	取得原価	左與	
	株式	3, 418	1, 127	2, 290	
	債券	_	_	_	
中間連結貸借対照表	国債	_	_	_	
計上額が取得原価を	地方債	_	_	_	
超えるもの	社債	_	_	_	
	その他	34, 328	32, 752	1, 576	
	小計	37, 746	33, 879	3, 867	
	株式	_	_	_	
	債券	266, 846	284, 087	△ 17, 241	
中間連結貸借対照表	国債	191, 106	205, 416	△ 14,310	
計上額が取得原価を	地方債	8, 251	8, 412	△ 160	
超えないもの	社債	67, 488	70, 258	△ 2,770	
	その他	9, 200	9, 330	△ 129	
	小計	276, 046	293, 417	△ 17, 371	
	合計	313, 793	327, 297	△ 13,503	

(注)組合出資金(中間連結貸借対照表計上額0百万円)については、上表には含めておりません。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額		うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	16, 247	16, 193	53	53	_

⁽注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれの「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け 取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループにおける顧客との契約から認識した主な収益は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	顧客との契約から		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	生じる経常収益		
役務取引等収益	69, 327		
銀行業務等	18, 048		
決済業務等	51, 278		
その他経常収益	759		
決済業務等	759		
合計	70, 087		

決済業務等はその他事業から発生しております。

なお、上表には「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の対象の収益を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

164,768 円 25 銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額

5,227円95銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(国内基準)は8.47%であります。